

設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課に提出すること。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請書の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社

代表取締役 金子文雄

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三木市口吉川町吉祥寺字谷124番1 外17筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号 汚泥の焼却施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第5号 廃油の焼却施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号 廃プラスチックの焼却施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第13号の2 産業廃棄物の焼却施設

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）及び感染性産業廃棄物

(5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

440 t / 日（24時間稼働）

(6) 申請年月日

令和2年7月15日

2 縦覧期間

令和2年9月29日（火）から同年10月29日（木）まで

3 縦覧場所

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課及び北播磨県民局県民交流室環境課



兵庫県告示第1006号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和2年9月8日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

姫路市、相生市、豊岡市、西脇市、川西市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、猪名川町、多可町、市川町、福崎町、神河町、上郡町及び佐用町の各一部



兵庫県告示第1007号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿道路メンテナンスセンター長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（舗装点検）
- 2 作業期間
令和2年9月7日から令和3年2月16日まで
- 3 作業地域
国道2号（神戸市、姫路市及びたつの市周辺）、国道176号線（宝塚市周辺）及び国道483号線（朝来市周辺）



兵庫県告示第1008号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和2年9月2日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域
芦屋市上宮川町東部



兵庫県告示第1009号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年9月14日から同年12月18日まで
- 3 作業地域
市川町下牛尾地内



兵庫県告示第1010号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、仮BM設置測量、縦断測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年8月17日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域
たつの市新宮町宮内地内



兵庫県告示第1011号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル1000）及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和2年9月3日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
姫路市全域



兵庫県告示第1012号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年9月23日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
西宮市今津二葉町地内



兵庫県告示第1013号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影）
- 2 作業期間
令和2年7月31日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市全域



兵庫県告示第1014号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年9月1日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
三田市下槻瀬及び市之瀬地内



兵庫県告示第1015号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和元年9月2日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
丹波市氷上町稲畑地内



兵庫県告示第1016号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年7月20日から同年9月2日まで
- 3 作業地域
尼崎市南塚口町六丁目外



兵庫県告示第1017号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年8月11日から同年9月2日まで
- 3 作業地域
尼崎市下食満地内



兵庫県告示第1018号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年6月15日から同年8月21日まで
- 3 作業地域
西宮市里中町一丁目地内



兵庫県告示第1019号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年7月20日から同年8月21日まで
- 3 作業地域
西宮市御茶家所町地内



兵庫県告示第1020号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年12月9日から令和2年8月28日まで
- 3 作業地域
豊岡市九日市上町地内



兵庫県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年9月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年9月29日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 青 垣 柏 原 線	丹波市氷上町横田字茶屋ノ下672番2から 同 市氷上町横田字長者ヶ谷696番4まで	旧	7.0から 13.0まで	256.0	
		新	8.0から 11.0まで	256.0	



兵庫県告示第1022号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、加西市西高室土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 加西市西高室土地区画整理組合
事務所の所在地 加西市北条町横尾1000番地（加西市役所内）
設立認可の年月日 平成25年3月6日
- 2 解散認可の年月日

令和2年9月29日



兵庫県告示第1023号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和2年9月29日

東播磨県民局長 伊藤 裕文

- 1 指定する土地等の所在地
明石市魚住長坂寺1031番外2筆
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
ため池（第17号池）
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
一般財団法人第17号池コーポレーション	明石市魚住町清水58番地	安達 哲哉

- 4 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

公 告

令和3年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

令和3年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 広告の掲載期間・広告媒体
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。
 (注) 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。
 (1) 令和3年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
 (2) 令和3年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。
- 2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	同左
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○ (広告主の名称・電話番号) 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

(参考) 過去の発注実績

年 度	長形3号(定型)	角形2号(A4判)
平成28年度	331 千枚	333.0 千枚
29年度	346 千枚	347.5 千枚
30年度	290 千枚	289.5 千枚
令和元年度	302 千枚	350.0 千枚

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 兵庫県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと兵庫県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、兵庫県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと兵庫県が認めるもの

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 令和3年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書(様式第1号)

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲載する。

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/h29huutoukoku.html>

(2) 上記4のただし書の場合における(1)の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。

(3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 広告掲載料（応募金額）

(1) 応募に係る広告掲載料の最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあつては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。

(3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると兵庫県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

令和2年10月2日（金）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（令和2年10月23日（金）必着）により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

(1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、上記6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、上記8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。

(2) 最高価格の広告掲載料を提示した者が2人以上のときは、抽選により決定する。

(3) 適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。

(4) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

(1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班

TEL (078) 341-7711 内線2043

FAX (078) 362-3902



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年9月29日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

道路管理パトロール車 10台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年3月25日（木）

(4) 納入場所

西宮土木事務所（西宮市櫛塚町2-28）	1台
加東土木事務所（加東市社字西柿1075-2）	1台
姫路土木事務所（姫路市北条1-98）	2台
光都土木事務所（赤穂郡上郡町光都2-25）	1台
豊岡土木事務所（豊岡市幸町7-11）	1台
養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320）	1台
丹波土木事務所（丹波市柏原町柏原688）	1台
洲本土木事務所（洲本市塩屋2-4-5）	2台

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年9月29日（火）から同年10月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所

令和2年11月9日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年11月6日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年9月29日（火）から同年10月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年10月13日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年10月30日（金）午後5時から同年11月9日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年9月30日（水）から同年10月23日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年9月30日（水）から同年10月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年10月13日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年10月30日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年11月5日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年11月24日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

- なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
- 要作成
- (7) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
- 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
10 Road management patrol cars
- (3) Delivery period: March 25, 2021
- (4) Delivery place:
Nishinomiya Public Works Office
Kato Public Works Office
Himeji Public Works Office
Kouto Public Works Office
Toyooka Public Works Office
Yabu Public Works Office
Tanba Public Works Office
Sumoto Public Works Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 October 13, 2020
- (6) Deadline for tender:
14:00 November 9, 2020 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 November 6, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4937

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年9月29日

契約担当者

兵庫県立但馬技術大学校長 奥田孝一

- (1) 件名
但技第1156号 本館エレベーター改修工事
- (2) 履行場所
県立但馬技術大学校 本館・成人訓練センター
豊岡市九日市上町660—5
- (3) 工事概要
エレベーター耐震機能付加工事 一式
エレベーター自動診断・仮復旧機能付加工事 一式
- (4) 契約期間
契約の日から110日間
- (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 入札参加資格

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者
また、同名簿に登載されていない者については、開札時までに入札参加資格を取得（登録）すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 参加申込の期日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒668—0051 豊岡市九日市上町660—5
県立但馬技術大学校生涯訓練課 担当 橋本
電話（0796）24—2233 F A X（0796）24—0875
- (2) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和2年9月29日（火）から同年10月5日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和2年10月13日（火）午前10時30分
県立但馬技術大学校 本館・成人訓練センター センター教室2
- (4) 入札書の提出期限
上記(1)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月12日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保障保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保障保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び設計書で示した業務を履行できることを証明する書類を令和2年10月5日(月)までに前記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所で行うこと。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、ほかの入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 入札の執行に際しては、積算内訳書を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 支払条件は、次のとおりとする。

ア 前金払 有

イ 部分払 無

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要作成

(9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年9月29日

契約担当者

兵庫県立障害者高等技術専門学院 学院長 竹村正弘

- (1) 調達物品及び数量  
オンライン訓練用機器購入及び環境整備 1式
  - (2) 調達物品の特質等  
購入物品の性能等に関しては、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和3年2月1日(月)
  - (4) 納入場所  
兵庫県立障害者高等技術専門学院 神戸市西区曙町1070
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒651-2134 神戸市西区曙町1070  
兵庫県立障害者高等技術専門学院総務課 担当 猪股  
電話 (078) 927-3230 FAX (078) 928-5512
  - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間  
令和2年9月29日(火)から同年10月14日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 申込書の受付期間  
上記(2)に同じ。
  - (4) 入札・開札の日時及び場所  
令和2年10月23日(金)午前10時 兵庫県立障害者高等技術専門学院 会議室
  - (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年10月22日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者のうち、仕様書の例示機種以外の機種による入札を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
    - ア 受付期間  
令和2年9月30日(水)から同年10月14日(水)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
    - イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年10月19日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月22日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第3号の規定に該当する場合(過去の契約実績の届出による)は、入札保証金を免除する場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、財務規則第100条第1項ただし書の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する場合がある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

なお、この契約締結予定日に関し、財務規則第98条第1項の規定により前記3(4)の日(令和2年10月23日(金))の開札を通じて契約の相手方を決定した後7日以内に契約書作成を通じて(以下(6)参照)契約を締結する(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項)こととされていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成



## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 入札手続等主要日程表

| 手 続                                   | 期間・期日(注1)                                          | 場所・方法・その他                                                                |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 入札公告の閲覧                               | 令和2年9月29日(火)から<br>令和2年10月14日(水)まで                  | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲<br>示。兵庫県公報に掲示<br>兵庫県ホームページに掲示(注3)                     |
| 要件定義書・仕様書の<br>閲覧                      | 令和2年9月29日(火)から<br>令和2年10月14日(水)まで                  | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲<br>示<br>兵庫県ホームページに掲示(注3)                              |
| 入札説明書、提出書類<br>の様式等の閲覧                 | 令和2年9月29日(火)から<br>令和2年10月14日(水)まで                  | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲<br>示<br>兵庫県ホームページに掲示(注3)                              |
| 入札参加申込                                | 令和2年9月29日(火)から<br>令和2年10月14日(水)午後4時<br>まで          | 兵庫県立障害者高等技術専門学院事務局<br>窓口へ持参又は送付(注4)                                      |
| 入札参加資格の確認                             | 令和2年10月19日(月)までに申<br>込者に通知                         | 申込者へ文書で通知                                                                |
| 入札保証金納付                               | 令和2年10月22日(木)正午まで<br>に兵庫県公金機関にて納付                  | 「納付書発行依頼書」は令和2年10月15<br>日(木)までに兵庫県立障害者高等技術<br>専門学院に到着するよう発送すること。         |
| 入札保証金免除のため<br>の「過去の契約実績<br>に関する申出書」提出 | 令和2年10月14日(金)午後5時<br>までに兵庫県立障害者高等技術専<br>門学院に必着のこと。 | 入札保証金免除決定通知書により回答<br>(通知書発送時にFAX又は電子メール<br>にて併せて兵庫県立障害者高等技術専門<br>学院より通知) |
| 質問書の受付                                | 令和2年9月29日(火)から<br>令和2年10月14日(水)午後4時<br>まで          | 兵庫県立障害者高等技術専門学院へ持<br>参、郵送、FAX又は電子メールで送付                                  |
| 仕様確認受付                                | 令和2年9月30日(水)から<br>令和2年10月14日(水)午後4時<br>まで          | 兵庫県立障害者高等技術専門学院へ持<br>参、郵送、FAX又は電子メールで送付                                  |
| 入札及び開札                                | 令和2年10月23日(金)<br>午前10時                             | 兵庫県立障害者高等技術専門学院会議室<br>直接入札(注5)                                           |

(注1) 上記の期間は、県の休日を除く。

(注2) 持参等来校の場合は、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(注3) URLは、[https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid\\_opn\\_01.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_opn_01.html)

(兵庫県ホームページ>県政情報・統計>入札・公売情報>入札公告/物品)

(注4) 普通郵便による郵送、FAX又は電子メールによる送付(送信)については、送付(送信)と併せて電話連絡により送付(送信)した旨を学院に連絡して学院が受信(受領)した旨を確認し、受信(受領)した学院所属職員の氏名を確認し、その日時とともに記録しておくこと。

(注5) 入札書の提出を郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第

6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、入札説明書に示すとおり、必要書類を所定の封筒に入れて密封し、その封皮に「入札書」と記載の上、必要に応じて初度入札分と再入札分の各入札書を区分するなどにより、令和2年10月22日（木）午後5時までに必着のこと。

郵便事故による不到達を回避する上でも、上記（注4）による確認を併用するなど入札参加者において入念な手続を踏まれない。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年9月29日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

表養父市の項中

「

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 大屋教育集会所            | 養父市大屋町大屋市場540 |
| 養父市関宮高齢者総合保健福祉センター | 養父市関宮193      |
| 関宮山村開発センター         | 養父市関宮636      |

」

を

「

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 養父市関宮高齢者総合保健福祉センター   | 養父市関宮193       |
| 上小田多目的集会施設           | 養父市八鹿町上小田538—1 |
| 浅間多目的集会施設            | 養父市八鹿町浅間382    |
| 向八木集会所               | 養父市八鹿町八木1486—1 |
| 川東集会所                | 養父市八鹿町宿南1183—3 |
| 八鹿水田利用再編対策研修指導施設     | 養父市八鹿町八木601    |
| コミュニティセンターやぶ（コミセンやぶ） | 養父市養父市場506—1   |
| 能座コミュニティセンター         | 養父市建屋950—1     |
| 大塚コミュニティセンター         | 養父市大塚142—4     |
| 三谷多目的集会センター          | 養父市三谷139—1     |
| 左近山公民館               | 養父市左近山134—1    |
| 鉄口米地多目的集会施設          | 養父市口米地8—2      |
| 米地地区水田再編研修センター       | 養父市中米地111—1    |
| コミュニティセンター「宮垣会館」     | 養父市大屋町宮垣1109   |

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| おおやコミュニティセンター「大屋市場公民館」 | 養父市大屋町大屋市場127-2 |
| 口大屋コミュニティセンター「樽見会館」    | 養父市大屋町樽見198-2   |
| おうみ集会所「おうみ会館」          | 養父市大屋町中1475-26  |
| 須西生活改善センター             | 養父市大屋町須西49      |
| 夏梅農事集会所「夏梅会館」          | 養父市大屋町夏梅524-1   |
| 上山農林漁家・婦人活動促進センター      | 養父市大屋町上山429     |
| 大谷地区集会所                | 養父市大谷278        |
| 川原場地区集会所               | 養父市川原場453-1     |
| 関宮地区集会所                | 養父市関宮618-2      |
| 三宅地区集会所                | 養父市三宅244        |
| 万久里地区集会所               | 養父市万久里327-1     |
| 関宮栄町地区集会所              | 養父市関宮366-2      |
| 関宮上本町地区集会所             | 養父市関宮772        |
| 関宮片岡地区集会所              | 養父市関宮38-3       |
| 小路頃地区集会所               | 養父市小路頃37        |
| 関宮本町地区集会所              | 養父市関宮611-5      |
| 兵庫県立但馬長寿の郷             | 養父市八鹿町国木594-10  |

に改め、表丹波市の項中

「

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」     | 丹波市春日町黒井1500 |
| 丹波市立山南農村環境改善センター（やまなみホール） | 丹波市山南町谷川1110 |

を

「

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」 | 丹波市春日町黒井1500 |
|-----------------------|--------------|

に改める。